川口市安行地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)運営規定

(趣旨)

第1条 この規定は、㈱シルバーホクソンが開設する川口市安行地域包括支援センター (以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適切な運営 を確保するため、人員、管理運営などに関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、センターの保健師等指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」 という。)が、要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援 を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むこと が出来るように配慮して行う。
 - 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境などに応じて、 利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に 立って、利用者に提供される指定介護予防サービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス 事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者」という。) に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - 4 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族 に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、川口市、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居 宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によ るサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 川口市安行地域包括支援センター
 - (2) 所在地 川口市安行藤八501番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1人(常勤勤務) 管理者は、センターの担当職員その他の従事者の管理、利用の申し込みに係る調整、業務の

実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

保健師又は経験のある看護師 1名以上(常勤)

主任介護支援専門員 1名以上(常勤)

社会福祉士 1名以上(常勤)

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事 することができるものとする。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)に規定する休日、1月2日から3日及び12月29日から31日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

- 第7条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。
 - (1) 訪問又は来所等で高齢者等の相談に応じ、調査を行うとともに、要支援認定等における必要な援助を行う。
 - (2) 利用者に対して介護予防サービス計画を作成する。
 - (3) 介護予防サービス計画の作成にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して解決すべき課題を把握する。
 - (4) 利用者及びその家族に、当該地域における指定介護予防サービスの内容等の情報を提供し 必要な支援をする。
 - (5) 利用者及びその家族の意向を踏まえた具体的な目標、提供されるサービス等を盛り込んだ介護予防サービス計画原案を作成し、サービス担当者会議を開催する。サービス担当者会議では利用者の状況等に関する情報をそれぞれのサービス担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。サービス担当者会議は、サービス提供時、利用者の状態に大きな変化が見られたとき、要支援の区分変更時、介護保険更新時に開催される。
 - (6) 利用者及びその家族に対し、作成された介護予防サービス計画の内容を説明し同意を得るとともに、介護予防のサービス事業者との連絡調整、介護予防サービス計画の見直し等を行う。
 - (7) モニタリングを行うために次のいずれかに該当する場合には利用者の居宅を訪問し面接する。
 - 1 介護予防サービス提供開始月
 - 2 介護予防サービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回
 - 3 利用者の状況に著しい変化があったとき
 - (8) 前号に掲げるもののほか、利用者の居宅を訪問しない月においては、指定介護予防サービス事業者を訪問する等の方法により、可能な限り利用者に面接するように努める

とともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者と連絡を取り、利用者 の状況把握に努める。

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の 負担はないものとする。
 - 2 利用者の希望に応じて「介護予防サービス計画」及びその実施状況に関する書類等を 交付する場合は、複写に要する費用の実費を徴収する。
 - 3 前項の費用の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、川口の行政区域内の下記に掲げる地域とする。

実施地域

大字安行原、大字安行領家、大字安行慈林、大字安行、大字安行吉岡、大字安行藤八、大字安行吉蔵、大字安行北谷、大字安行小山、大字安行西立野、安行出羽1丁目~5丁目

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、川口市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 センターは虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める処置を講じる ものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (4) 前3項に定める処置を適切に実施するための担当を置くものする。
- 2 センターは、虐待を受けたと思われる利用者発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(苦情対応)

第12条 センターは、自ら提供したサービス又は自ら介護予防サービス計画に位置付けた指定介護 予防サービス等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第13条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制 を整備する。
- 2 前項に規定する研修の実施に当たっては、川口市及び他の指定介護予防支援事業者との連携 を図ることとする。
- 3 センター及び担当職員その他のセンターの従業者は、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族に関する秘密を保持する。
- 4 センターは、担当職員その他のセンターの従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者 の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- 5 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ 効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮 する。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は㈱シルバーホクソン及びセンターの 管理者との協議並びに介護保険法に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この規定は、平成25年8月1日から施行する。

附則

この規定は、令和元年9月1日から施行する。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。